

令和8年2月4日

関係団体 御担当者各位

経済産業省
製造産業局
生活製品課

公正取引委員会・中小企業庁共同開催 ～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般、下請法・下請振興法が改正され、令和8年1月1日に中小受託取引適正化法（取適法）・受託中小企業振興法（振興法）が施行されました。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合がございます。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で取適法及び振興法についての改正ポイント説明会を開催いたします。御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、御出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正ポイント説明会は昨年10、11、12月に開催したものと概ね同一の内容となっておりますが、前回1月の説明会と今回は、取適法の施行を踏まえて改正された労務費転嫁指針についても、改正概要の御説明を行います。

記

1. 開催日程

令和8年2月13日（金）16:00-17:45（説明75分、質疑30分）

2. 開催形態

対面（定員200名）またはオンライン配信（YouTube Live）

※対面参加の場合、会場は経済産業省本館地下2階の講堂になります。

4. のリンクより参加申込フォームに御回答ください。

※オンライン配信の視聴の場合、参加申込は不要です。

説明会当日は5. に記載されたリンクよりアクセスしてください。

3. 次第

- ① 取適法・振興法の改正ポイント説明（60分）
- ② 労務費転嫁指針の改正概要説明（15分）
- ③ 質疑応答（30分）

4. 申込方法（対面参加のみ）2/10(火) ㍿

下記の申込フォームまたはQRコードよりお申込ください。

なお、1社につき最大2名までのお申込とさせていただきます。

（フォームは人数分回答してください）

また、お申込後のキャンセルは原則としてお控えください。



https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/06_gyoukai

5. オンライン配信の視聴リンク（申込不要）

当日は以下のリンクをクリックし、YouTube にアクセスしてください。

<https://www.youtube.com/live/o34bMYi5XIA>

6. 当日の資料

資料は以下の中小企業庁HPに掲載しております。

[2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の実施について | 中小企業庁](#)

【本件担当】

中小企業庁 事業環境部 取引課（担当：新川・千葉・辺見）

公正取引委員会 事務総局 企業取引課（担当：上續・立和田・兒玉）

（問合せ先）TEL：03-3501-1669